

総務政策委員協議会記録

開会年月日	令和7年5月30日
開会時刻	午前10時36分
閉会時刻	午前11時58分
出席委員名	○大西要一 三野泰嗣 川口 浩 井村貴志
	岡田善行 辻 孝記
	浜口和久 議長
欠席委員名	西山則夫
署名者	—
担当書記	中谷圭佑
協議案件	1 伊勢市の宿泊税制度について
	2 行財政改革指針に基づく取組について
	3 伊勢市人口ビジョンについて《報告案件》
	4 小投票所（有権者数100人未満）の閉鎖時刻の繰上げについて《報告案件》
	5 所管事業の進捗状況及び予算の執行状況等の調査について
説明員	市長、藤本副市長、総務部長、総務部参事
	情報戦略局長、情報戦略局参事、企画調整課長
	環境生活部長、環境生活部参事、市民交流課長
	選挙管理委員会事務局長
	産業観光部長、産業観光部参事、観光振興課長、その他関係参与

協議経過

西山委員長欠席のため、大西副委員長が委員長職を代行し、開会宣告、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り、協議案件として「伊勢市の宿泊税制度について」外3件を協議した。

次に、「所管事業の進捗状況及び予算の執行状況等の調査について」を協議し、今年度は調査の実施を見送ることとし、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時36分

◎大西要一副委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は6名でありますので、会議は成立しております。

本日御協議いただきます案件は、配付の案件一覧のとおりでございます。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎大西要一副委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【伊勢市の宿泊税制度について】

◎大西要一副委員長

それでは、「伊勢市の宿泊税制度について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

市長。

●鈴木健一市長

おはようございます。本日は御多忙の中、委員会に引き続きまして協議会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。本日の案件は、ただいま副委員長から御案内がありましたとおり、宿泊税制度について、外協議案件1件、報告案件2件でございますので、担当から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎大西要一副委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

それでは、「伊勢市の宿泊税制度について」を御説明いたします。5月12日の産業建設委員会、総務政策委員協議会におきまして、パブリックコメントと事業者説明会での御意見について報告申し上げ、御協議をいただいたところですが、その内容も踏まえ、税制度

の概要、特別徴収義務者への支援、宿泊税の用途について、お示しするものでございます。

資料1-1を御覧ください。「1. 伊勢市宿泊税条例の概要」でございます。法定外目的税として、地方税法の規定に基づき、宿泊税課税の根拠とするため、条例で定める必要があり、条例制定の趣旨と概要をお示しするものでございます。

資料1-2を御覧ください。「(1) 条例制定の趣旨」でございます。条例では、市民生活と調和した持続可能な観光地の実現を目指し、来訪者の受入れ環境の充実及び観光資源の魅力向上に資する施策に要する費用に充てるため、宿泊税を御負担いただくという観光財源としての趣旨を示しております。次に、「(2) 条例の概要」でございます。税制度につきましては、お示ししてきたとおりとなりますが、税率は1人1泊200円で課税免除、免税点は設けず、納税義務者は、旅館業法や住宅宿泊事業法に規定する宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し御負担をいただくものでございます。徴収方法は特別徴収とし、特別徴収義務者は旅館業法や住宅宿泊事業法に規定する宿泊事業者にお願いします。続いて、特別徴収義務者に関する規定でございます。まず、経営申告書の提出。次に、市内に事務所等を有しない場合は、納税管理人を定めていただくこと。毎月の申告・納入、帳簿の記載、保存等でございます。申告・納入については、毎月末までに前月の宿泊税に係る宿泊の総数、税額等を記載した申告書の提出及び納入を義務としておりますが、ただし、事務負担を軽減するため、申告・納入する税額が一定額以下等、一定の要件を満たす場合は3か月ごとの申告・納入も可能とします。

資料1-3を御覧ください。特別徴収義務者支援策でございます。「1. 特別徴収事務報償金」です。宿泊税導入による特別徴収義務者としての帳簿の記載や申告等の事務負担への対価、期限内納入を進めることを目的に、税額の一定額を交付するものでございます。交付額については、これまで税額の2.5%を交付するという考えをお示ししてきたところでございますが、宿泊事業者の負担に配慮し、他自治体を参考に0.5%を5か年の間加算し、合計3%交付しようとするものでございます。年間見込額は、85万人が課税対象となった場合を想定し、510万円ほどと見込んでおります。次に、「2. 宿泊税システム整備費補助金」でございます。宿泊税導入に伴い、宿泊事業者のシステム改修等、事前の準備が必要となることが想定されますことから、宿泊税導入に伴う負担軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図る目的で、一定額を交付しようとするもので、令和7年6月補正予算での計上を考えているものでございます。交付額は、補助対象事業経費の10分の10で、交付限度額50万円とし、うち、機器購入費につきましては20万円までと考えております。補助対象となる内容は、宿泊税導入に伴う経費であることを前提に、レジの改修やソフトウェア改修、パソコン等の機器購入、ホームページの改修費等を見込んでございます。令和7年度の見込額としましては3,000万円を考えております。

続きまして、資料1-4を御覧ください。宿泊税の用途でございます。資料には、主要な観光課題について記載しております。今後の人口減少や少子高齢化の進展も踏まえた観光課題に対応していくため、市民による税負担だけではなく、応益負担として宿泊者に対し御負担をお願いしようとするものでございます。また、第63回神宮式年遷宮に向け来訪者の増加を見込んでおり、持続可能な観光振興、経済の好循環化に取り組む必要があると考えております。「(1) 5年間で活用を想定する事業費」を御覧ください。近年の実績に基づき課税対象者数を年間85万人、特別報償金を3%としますと、5か年で約8.2億円

が事業費として活用できると想定しております。

次のページを御覧ください。「(2) 用途の三本柱」でございます。まず、「①来訪者の満足度、受入環境の向上」を御覧ください。主立った施策としては、対応が必要との声が多い二次交通の充実という課題を解消するため、ライドシェア促進や自動運転バスの導入、サイクルツーリズムの推進を挙げております。新たな取組により人材の有効な活用や無人での運転技術を取り入れる等、先を見据えた二次交通の課題解消に向けた取組を拡大してまいります。また、今後のインバウンドの増加、そして宿泊客の増加を見据え、誘導サインの整備や滞在環境を整える事業を進めてまいります。

次のページを御覧ください。「②観光資源の発掘、磨き上げ」でございます。主立った施策としては、公共交通の利用促進、魅力ある歩行空間創出として、鉄道利用者の玄関口となる主要駅周辺のにぎわいや、滞在時間の延伸等を図ります。外宮参道や二見地区、中心市街地の商店街等におきまして、地域と連携しながら歩行空間の創出を推進していきたいと考えているものでございます。次に、文化観光の推進でございます。今後開館予定の郷土資料館、また改修を予定している賓日館における文化財・伝統行事等の企画展示や、市内の歴史文化を生かした民間施設を含めた地域との文化的なつながりを持った周遊促進を進めたいと考えております。「③持続可能な観光地づくり」を御覧ください。景観保全は、旅行者が滞在時間を快適に過ごすため重要と考えております。観光客の利用の多いトイレ等の公共施設等について、機能向上を含めた機能を考えてまいります。次に、帰宅困難者用の備蓄物資配備でございます。大規模な地震等、災害発生時には多くの観光客が帰宅困難者となってしまいます。その対応を想定した準備が必要と考えております。

最後に、一番下の行の観光事業者提案事業でございます。宿泊事業者をはじめ、観光事業者の皆様からの提案は重要と考えております。そのため、宿泊税の用途に合う事業につきまして、提案型での事業化を検討してまいります。

資料1-1にお戻りください。「4. 今後の予定」でございます。本日の資料を基に、6月1日に改めて宿泊事業者等への説明会を開催したいと考えております。また、説明会の結果や市の考えにつきまして、6月上旬に産業建設委員会及び総務政策委員協議会にお示しさせていただきたいと考えております。

以上、「伊勢市の宿泊税制度について」の説明となります。御協議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎大西要一副委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありますか。

三野委員。

○三野泰嗣委員

1点確認させてください。資料1-3のほうで宿泊税システム整備費補助金なんですけれども、交付対象にレジシステムの改修や構築費、ソフトウェアの購入費、PCタブレット等の機器購入費も含まれていて、事業者による申請に基づき最大50万円まで交付ということで、そこで伺いたいんですけれども、最近、無人チェックイン、チェックアウト機の導入、そういったキャッシュレス決済機能を備えた無人レジシステムの導入が進んでいる

民泊施設も増えていると思います。こういった無人型の宿泊に対応したシステム整備についても、この補助金の対象として柔軟に対応していただけたらとか、そのお考えをちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

◎大西要一副委員長
総務部参事。

●森本総務部参事

システムの関係の補助金なんですけれども、宿泊税の導入に伴う経費であれば対象と考えております。以上でございます。

◎大西要一副委員長
三野委員。

○三野泰嗣委員

そのあたりは対応していただけるということで、現場の実情も踏まえた姿勢として理解させていただきました。

一方で、今回の宿泊税導入に対して宿泊事業者の皆さんから不満や疑問の声も多く寄せられている現状もあると思います。こうした声は、伊勢市の観光を支えてきた地域事業者さんとしての誇りや日々の経営努力から生まれるものだと思いますし、その思いには私も深く共感できる場所もあります。だからこそなんですけれども、制度導入に当たっては、ただ徴収する制度ではなくて、地域の観光を次世代につなげる制度として、宿泊事業者の皆さんと丁寧に向き合いながら進めていく姿勢が今求められると思います。これからもその制度の円滑な運営とともに、宿泊事業者の皆さんへのサポートがしっかり届くように情報発信や相談体制、そういった充実を図っていただくことを要望したいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎大西要一副委員長
総務部参事。

●森本総務部参事

準備期間も含め、しっかりサポートを行い、情報発信や相談体制の充実を図っていきたいと考えております。以上です。

◎大西要一副委員長
他に御発言はありませんか。
井村委員。

○井村貴志委員

三野委員のお話ありがとうございましたように、私らの会派もこうやって伊勢市の説明では不十

分で分からなかったというようなことの中で、取りあえず53名やったかの事業者さんのアンケートが届きました。そんな中で、4月に一度説明会があったという中で、事業者さんには、そういう御納得というか、御理解というものがいただけなかったのかなというふうに思っておるんですが、その辺はどのように4月の時点では感じられましたでしょうか。

◎大西要一副委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長

5月12日の総務政策委員協議会でも、その結果につきましてお示しさせていただいたところですが、やはり御質問の内容につきましては、細かな内容から、やはり、もともとそこまで詳しく聞いていなかったよというような、そういったお声もいろいろございました。それを踏まえまして、その前後から民泊事業者様を中心に、今、戸別訪問をさせていただいたり、また、そういった声を踏まえた上で、本日お示しさせていただきました説明資料、特に使途の部分につきましては、もう少し分かりやすくというお話もいただきましたので、本日お示しさせていただいた資料等を使いまして、6月1日に改めて説明会を開催させていただきたい、そのような思いで今回臨ませていただいております。引き続き丁寧な説明に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

◎大西要一副委員長
井村委員。

○井村貴志委員

説明がうまくいってなかったのかなというふうに、私どもちょっと推測するんですけども、事業者さんの考えに寄り添いながら、御理解をもらうというような努力をぜひお願いして、私どもとしては非常に悪い案ではないので、事業者さんに対しても旅行者の皆さんに対しても、いいアイデアでもって進めたいということなので、御理解をいただけるような説明がぜひ必要ではなからうかというふうに思いますので、6月1日の説明会ということの中で、ひとつ、寄り添いながら御理解もらえるような御説明をぜひお願いして、宿泊税の徴収に御理解をいただけるようなことで頑張っていたいただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎大西要一副委員長
他に御発言はございませんか。
川口委員。

○川口浩委員

宿泊税導入をめぐる議論の出発点というのは、昨年の秋に検討委員会が実施した事業者アンケートにあると思うんですね。これ前回もお話ししたかと思うんですが、「導入に反対する」は44.4%、一方で、「賛成する」というのは3.7%しかないんですよ。検討委

員会の中でも、導入に反対するという声は横に置いて、選択肢の一番多かったのは「導入の趣旨には賛成するが、税の使途次第のため何とも言えない」。これはね、賛成派としてカウントして進めてきたような印象を私は持っています。4月16日の説明会で、もう御承知のように様々な意見、厳しい意見が出た。そして、産業建設委員会の中でも、おとといですね、丁寧な説明をしていくことに努めるという御発言ありましたけれども、この間、出発点の事業者アンケート、納得とか共感が広がったというふうに市当局は受け止めているんですか。

◎大西要一副委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長

委員御指摘のアンケートというのは、検討委員会の中で、どのような宿泊事業者の御意向かというところもありまして取らせていただいたアンケートかと思いますが、そのアンケート取得後、検討委員会の中で、まさに使途が大事であろうということで検討を進めてきた経緯がございます。その中で答申も頂戴し、こういった形でほかの市民も含めました皆様にその使途等も含めてお示しするかということを考え一覽資料を作成したところ、その中でも、まだやっぱり使途が分かりにくいという御意見も、さらに4月16日の説明会でもいただいたところがございます。そういった経緯も含めまして、改めまして、もう一步、使途について説明を補足できるようなものを何とかつくれないかという思いがありまして、本日お示しさせていただいております使途の資料、こういったものもお示ししながら説明会に臨みたい、また、説明会だけではなくて、実は宿泊事業者の皆様にお案内をする際には、市のホームページにも資料等載っておりますということをお伝えしておりますので、様々な手法で情報が届くように少しでも関心を持っていただいて、御理解をいただけるような取組を進めてまいりたい、そのように思っております。以上でございます。

◎大西要一副委員長
川口委員。

○川口浩委員

丁寧に説明していくということを重ねて表明されたわけですがけれども、説明していくというのは、何で説明するかというと、理解を深めていただく、共感をしていただく、制度の導入に賛成していただくということに目的があるわけで、1回では足りなかったから2回やった、2回やったんだからいいだろうとか、そういう話ではないと思うんですよ。やっぱり、これ、ある程度事業者の声が説明会を行ったことでどう変わったのか、賛成に近づいたのかどうか、その辺をちょっとやっぱり厳しく評価していく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

◎大西要一副委員長
産業観光部長。

●佐々木産業観光部長

川口委員御指摘のとおり、説明というのは、理解も求めて初めて説明であるということは、私達も認識、理解しているところです。これまでも、先ほど課長も申しましたけれども、繰り返しになりますが、説明会、それから個々への訪問、それからまた、いろんな声がありましたので、6月1日にも説明会を行い、理解を求めていくということで考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

◎大西要一副委員長

川口委員。

○川口浩委員

宿泊税の導入で、特に宿泊料金の比較的低いゾーンにある民泊の方々、あるいはビジネス客を中心とされている旅館の方々等、宿泊税が加わることで客足に響くのではないかと懸念を持たれています。検討委員会の議事録を読みましたが、この中でも、先行自治体の例を見ても影響は出ていないということが一言出ていたんですけども、その場所の議論というのは広がりがなく、そのまま終わっている形です。実際、事業者の方々にお話聞いてみると、やっぱり民泊の方、ビジネス系旅館の方々、強い懸念を持たれていますよね。そうしたことに對しても、説明が、やっぱり、これは足りないのではないかと私思いますが、客足、集客に影響するということに関して、市当局はどういうふうに御覧になっていますか。

◎大西要一副委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

アンケートにつきましては、検討委員会の中でのアンケートでも、観光客向けにアンケートを取らせていただいた結果もございます。その中では「導入してほしくない」という御意見は2割ほどございました。「どちらでもいい」という御意見が25%、それ以外は「導入に賛成する」は9%であるものの、「満足度を高めるために使うのであれば賛成する」というのが35%弱ございました。そういった意味合いでいきますと、一定の観光客の皆様の御理解は、伊勢市にお越しいただいた方々の思いもあろうかと思いますが、御協力のいただける範囲もあろうかと思ひます。ただ一方で、宿泊事業者様の不安な声も重々承知しております。つきましては、長期的な目線も踏まえまして、何度も来たくなるような観光地としての魅力を向上し、その宿泊の割合、宿泊者数、そちらを増やしていくような施策を取り組むという意味合いで、御理解をいただけるように説明を尽くしてまいりたいと思ひます。以上でございます。

◎大西要一副委員長

川口委員。

○川口浩委員

富裕層の方は別として、価格にシビアな観光客の方、ビジネス客の方、やっぱり物価高騰が続く中で、価格に対する意識はより敏感になっていると思うんですね。やっぱり、そうした不安というのを市当局はくみ上げていただきたいと思います。

使途についてもお話出ているんですけども、使途の三本柱読ませていただきますと、例えばまちなかウォークブルというものが記されています。ただ、このまちなかウォークブルってそもそも何だったのかと考えてみますと、伊勢市駅前の再開発事業の中で、にぎわいを創出しなければならない。しかし、順調ににぎわいが創出しているとは言えないという中で、発生してきて出てきたものなんですよ。その是非は別ですけども、果たして、これが宿泊税を徴収して得た財源で行っていくべき事業なのかどうか。最も何かこの中で違和感がある事業なんですけども、この辺いかがですか。

◎大西要一副委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

次の御遷宮に向けてという話の中で、前回の御遷宮の際には伊勢市駅から外宮さんへの外宮参道、このあたりににぎわいは創出できてきたものがあるかと思います。

今回ウォークブルの実証実験をやっております地域につきましては、駅前ということでもありますけれども、外宮参道ほどの流れができていくかというところの課題もありますし、そのあたりを、さらに中心市街地の西側に行きますと、商店街等もございます。このあたりに歴史文化を生かしたという話も含めまして、歩いて楽しいまちだからということで気づいていただくことで、観光による地域内消費、地域内での経済の循環、こういったものが好循環化していく、そういったものを取り組むためにも必要と考えておりますし、宿泊をいただく方々につきましても、当然ホテルの中で完結する楽しみもあろうかと思いますけれども、まちに出て行って、そのまちのよさを知っていただく。それで何度も来たくなる、違うよさを見つけれられる、そういったものに取り組んでまいりたいという意図で、町なかの歩行空間の創出、そういったものを挙げさせていただいたところでございます。以上でございます。

◎大西要一副委員長

川口委員。

○川口浩委員

例えばこのまちなかウォークブル事業ですけども、これは法定外目的税としての宿泊税を財源に事業を実施していくというのを適切だというふうにお考えなんですか。適切だとお考えだから、ここに出ているとは思うんですけども、その辺の根拠というのを教えていただけますか。

◎大西要一副委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長

滞在時間が長くなるのが宿泊の方々の特徴に当然なろうかと思うんですけれども、泊まっていたらこうとすると、比較的短時間でピンポイントでの観光というよりは、幾つか回ってみようと思っただけの可能性が高いというふうに思っております。また、そのときには、まちにどういうものがあるのかなという興味を見たときに、中心市街地の面的な楽しみ方もあるということであれば、それを回っていただき、地域の名店も回っていただいたり、そういったものも考えられるのではないかと考えております。そういった意味合いにおきまして、市税だけではなくて、観光客の皆様の御負担もいただくことで、宿泊施設でお泊りいただく観光客の皆様により、このまちがよくなっていく、そういった感謝の面も市民から、ある意味、受けられる可能性があるかと思っております。そういったのも含めまして、適切な使い方の1つだと思っております。以上でございます。

◎大西要一副委員長
川口委員。

○川口浩委員

6月1日に改めて説明会が行われるということですが、この例えば説明会の内容次第では、導入時期あるいは導入そのものについても、例えば撤回を含め検討するとか、選択肢としてお考えですか。

◎大西要一副委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長

今月28日の産業建設委員会、また本日の総務政策委員協議会の御意見、また6月1日の事業者説明会等を含めまして、6月上旬に改めて御審議をいただく機会をいただこうと思っておりますが、そのときに様々な部分を含めまして、市の考え方も併せましてお伝えもさせていただくつもりでございます。以上でございます。

◎大西要一副委員長
川口委員。

○川口浩委員

この宿泊税制度を円滑に運用していく上では、宿泊事業者の協力というのは絶対に必要なわけですよ。お客さんから宿泊税を徴収していただく。その点で、宿泊事業者の方々の理解と納得というのは最低限必要だと思います。現状、この間、宿泊事業者の方々の自主的に取られた、お忙しい中、足を棒にして声を集めていただいたアンケート、そして、

何度も言及してはいますが、当初の事業者アンケート。そうしたのを見ていると、宿泊税を導入する機運というのは、まだ醸成されていないのかなと私は思わざるを得ません。私の意見としまして、市は6月議会に宿泊税条例案提出するのは取りやめる、撤回する、こう申し上げたいんですが、何か御意見ありますか。

◎大西要一副委員長

産業観光部長。

●佐々木産業観光部長

様々な御意見がある中で、先ほど課長も申しましたけれども、4月16日の説明会以降、私どもとしましては戸別訪問、それから、それを受けて今回5月28日、それから本日、そういった意見を反映した中身の説明を提案させていただいたわけです。また、6月1日に、何度も繰り返しのようになりますけれども、説明会を開催して御理解をいただくというふうなことで進めてまいりたい、そこで御理解を得たいということで、最終的には、先ほど申しましたけれども、6月の中旬に委員会協議会の開催をしていただいて、そこで市の考え方をお示ししたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

◎大西要一副委員長

川口委員。

○川口浩委員

宿泊事業者の中には、宿泊税の理念そのものは理解しますが、進め方は細部にわたって問題点があると捉えていますという考え方もあります。また、私たち日本共産党でも、例えば熱海市がそうですが、宿泊税条例案に対して賛成しております。熱海市が全会一致で導入を決めています。私が宿泊税だから何が何でも反対だという姿勢ではありませんが、やはり宿泊事業者の中に様々な意見がある中で、とりわけ反対、疑問を持つ方々が多い中で、来年4月というゴールを決めて強行していくことは、やはり拙速ではないかと私申し上げてこの質問を終わりといたします。

◎大西要一副委員長

他に御発言はございませんか。

辻委員。

○辻孝記委員

少し確認をさせてください。まず、今回の特別徴収事務の報償金の関係なんですが、報償金とシステム整備費の補助金が支出見込額3,000万円ということで見込まれておりまして、先ほどの説明でいきますと、6月の議会で補正予算を出されるというふうなお話がございました。この財源というのは宿泊税から当然ないわけですが、どのように考えておられるんですか。

◎大西要一副委員長
総務部参事。

●森本総務部参事

財源につきましては、一般会計のほうで支出する予定でございます。以上でございます。

◎大西要一副委員長
辻委員。

○辻孝記委員

分かりました。一般会計からということで、そうすると後ほど、また一般会計のほうに戻してと言うとおかしいですが、使えるような形に戻すという方向性というのはあるんですか。

◎大西要一副委員長
総務部参事。

●森本総務部参事

現在のところ、このシステム補助については1回限りということもありまして、市のほうで負担すべき費用かなとは考えております。以上でございます。

◎大西要一副委員長
辻委員。

○辻孝記委員

分かりました。それと前回も聞かせていただきましたが、この宿泊税導入に関しましては、鳥羽市のほうが決定されておられます。当初話に聞いていると、伊勢、鳥羽、志摩、この3市がですね、伊勢志摩地域という意味で、しっかりとその辺足並みそろえてやっていきたいというふうな話を聞いたかなというふうに思っておるんですが、志摩市のほうの状況というのは、今どのようになっておられるのでしょうか。

◎大西要一副委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長

志摩市におきましては、今、地元説明会に入られているという情報は得ております。以上でございます。

◎大西要一副委員長

辻委員。

○辻孝記委員

足並みそろえるということを考えますと、来年4月から導入を志摩市も考えているのでしょうか。

◎大西要一副委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

すみません、そちらの部分につきましては、説明会の話の結果をまだちょっと情報共有できておりませんので、そのあたりはまだ確認ができていない状況でございます。しかしながら、5月12日の際には、そのときには令和8年4月を目指すというお話は聞いていた状況でございます、最新の情報は、すみません、つかめていない状況でございます。以上でございます。

◎大西要一副委員長

辻委員。

○辻孝記委員

志摩市のほうも、なかなか難しい状況には来ているようなことを少し聞かせてもらったことがありましたものですから、ちょっと確認をさせていただきました。あと、三重県のほう前回の総務政策委員協議会でも聞かせてもらいましたが、県のほうの状況というのは、まだ変わっていないということで理解していいのでしょうか。

◎大西要一副委員長

産業観光部長。

●佐々木産業観光部長

先日、県のほうにも確認をさせていただきまして、5月28日には副市長からも御答弁申し上げましたけれども、県のほうは、現在、宿泊税の導入に関して進めているということは聞いておりません。進んでいないというのが現状のようでございます。以上です。

◎大西要一副委員長

辻委員。

○辻孝記委員

分かりました。県はあまり考えていないというふうに理解していいですね。そうすれば、伊勢、鳥羽、志摩、3市しっかりと連携しながら導入というふうなお話だったとっておりますので、その辺、足並みをそろえていただきたいなというふうに思います。そろわな

いと意味がないのかなという気もしますので、その辺はしっかりと連携取っていただきながら、お願いしたいなというふうに思います。

それから先日、いろんな関係の方々から教えていただきまして、O T Aですね、オンラインで決済するというふうな形で、これをすると手数料が発生して、手数料のパーセンテージが相当高いというふうなお話を聞かせていただきました。今、市のほうで特別徴収事務報償金というので0.5%で、5年間だけは3%にしますよというお話なんですけど、このO T Aのシステムでやっていくと、パーセンテージが10%以上かかるところもあるというふうなことも聞かせていただきました。そうすると、事業者の方々から見ると、事業者の方に税金を納めていただきますけれども、その税金は200円ですが、200円を納めるために、その人たちは自分たちは手数料をこの報償金以上に支払いをしないと徴収ができないというふうな形になるんですが、この今、2.5%、3%というお話については、この辺の考え方というのは変えられることはできるんでしょうか。

◎大西要一副委員長

総務部参事。

●森本総務部参事

確かに200円で10%のクレジット手数料ですと、15円の赤字になるんですかね。そういうことで、確かに負担は強いてしまうということになるんですけれども、クレジット手数料等の経費につきましては、ちょっと考え方としては、事業運営の一部として取り扱うべきものかなという考え方もあります。ただ、今回、宿泊税に係る特別徴収義務者につきましては、新たに事務負担を生じることや、法定外の導入であることから、何らかの支援策がないかというのは、ちょっと検討していきたいなと考えております。以上でございます。

◎大西要一副委員長

辻委員。

○辻孝記委員

支援策を考えるとと言っても、そのものも分かっていない中では、なかなかその方々理解しにくいのかなというふうに思うんですね。要するに、何を言いたいかというと、今、事業者さんの方々は、当然消費税も含めてですが、様々、まず宿泊料にこういったのをかけていく中で、徴収されているかというふうに思っております。今回は法定外の目的税ということでされる、市としては200円を徴収していただくために手数料を、先ほど参事が言われたように、15円も余分に支払いをするというのは、それを経費として見ていかないかと言われたら、そうかもしれませんが、そうしたら、またそのように宿泊料金を上げていかなければいけないという。そうすると、また競争が激しくなっていくというふうなことも含めると、その辺の分かりやすい形をしっかりとやっていかないと理解がなかなか深まっていかないのかなというふうに思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

◎大西要一副委員長

産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

今おっしゃっていただいた件、OTAの手数料ということなんですけれども、クレジットカードの手数料というのにも含まれる場合、また、クレジットカードで決済される場合の手数料がございます。これにつきましては、検討委員会の中でも議論といたしますか、御意見もありました。現時点では、報償金のほうでは2.5%プラス0.5%ということで考えております。その差額になる部分をどうするかというのは、検討していく必要があると思っておりますけれども、今回、この場でもいただいた御意見として、今後改めて考えていきたいというふうにも思いますので、参考にさせていただきたいと思っております。

◎大西要一副委員長
辻委員。

○辻孝記委員

しっかりとその辺を分かりやすい形で、また理解しやすい形で取り組んでもらいたいと思っております。

それから、あともうちょっといろいろと聞いておりますと、導入の検討委員会のほうで、いろいろと議論されてきた中で、組織の代表の方々が来ていただいて検討委員会を設置されて、答申も含めて出されて、導入すべきというふうな形になったわけではありますが、その割には、こんな反対をされる方々がたくさん出てくるというのは、いかがなものかなというふうに私は思っているんですが、組織としての末端への徹底とか、その辺のところを確認せずに今まで来たということで理解させてもらっていいんでしょうか。

◎大西要一副委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長

検討委員会におきましては、その当時の時点における市内の旅館組合さんとか全て、団体として認識しているところにつきましては、御推薦いただいた方に入っていただいておりますが、例えば今話題とさせていただいております民泊事業者様等々につきましては、組合に入っていない方も多数ございます。そういった意味合いにおきましては、市長におきまして、例えば宿泊税導入を考えていきたいというプレス発表をしたり、あるいは検討委員会におきましても、随時その経緯をホームページに上げさせていただいて、あるいはメディア等も取り上げていただいたというところで、御存じの方はそれを見ていただいたり、あるいは傍聴に来ていただいたということはあるかも分かりませんが、組合を通じてというのは、やはり組合に入っていない方に関しては、まずは届かない部分かなというふうに考えております。そういった意味合いも含めまして、多様な市民も含めまして、いろんな関係者に対しての周知あるいは市の考え方というのをお伝えするために、今年4月にパブリックコメントという形で意見を求めた、かつ宿泊事業者につきましては、

私どもで把握する旅館業法あるいは住宅宿泊事業法に基づく登録に基づいた郵送での資料を送付し、説明会も開催しというところで、そこにつきましては、市民の方々よりも手厚く御案内をさせていただいたというのが今の現状でございます。以上でございます。

◎大西要一副委員長
辻委員。

○辻孝記委員

やったというふうに言いたいんでしょうけれども、結局やっていないというふうに考えるしかなくて、あとは丁寧さという部分からいきますと、検討委員会等で議論されたことが、それぞれの事業者に対してしっかりと、こういう話合いがされましたということを皆さんにお示しされていないということのほうが問題があるのかなというふうに思うんですが、その辺というのは、先ほどの説明ではちょっとないのかと思います。先ほど民泊の方々は、組織に入っていないからどうのこうのというお話がありましたが、であればなおさら、そのの方々に対しては、しっかりとこういった話合いを今されておりますということを随時通知なり、お示しするべきだったんじゃないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

◎大西要一副委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長

委員御指摘のもう少し丁寧な手法もあったんじゃないかということにつきましては、確かにこの検討委員会の中で、例えば1回終わるごとに、こういう内容でしたというのを郵送するなりという手法は、振り返ればあったのかも分かりませんが、検討委員会の中でアンケートを取らせていただいたりということで、動きはあるということ自体はお伝えはさせていただいたつもりでございます。もっともっと違う手法があればということは、振り返れば、確かに御指摘の部分はあろうかとは思いますが、今となれば、パブリックコメントで改めて説明をさせていただいた、説明会を持たせていただいた、かつ、そこでの御意見をいただいた声も含めて、今回の支援策も制度設計し、改めまして用途についても分かりにくいという声を踏まえて資料を作成して、また改めて6月1日に説明会をさせていただく、こういったことも含めまして、すみません、振り返りの話にしかありませんが、できる限りの丁寧な説明に努めてまいりたいと、今後も思っております。以上でございます。

◎大西要一副委員長
辻委員。

○辻孝記委員

分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。今度6月1日に事業者への説明会がもう一遍されるということなので、このときに、先ほど民泊事業者の方であるなり、もう

一度全ての方々に丁寧に、もう一度もし時間がよければ集まってくださいということをお示しすべきやと思うんですが、その辺のことはどのように取り扱っておられますか。

◎大西要一副委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長

今回の6月1日の説明会、各事業者様にお伝えしましたが、この宿泊事業者様との関係というのは、今回初めてつながったところもあったりしますので、良好な関係をつなげていきたいというふうに思っています。そのためには、この宿泊税のこと以外につきましても、いろんな意味合いで情報を共有する機会を今後さらに設け、いろんな課題をいただいたり、あるいは宿泊税におきましては、こういった用途はどうかというような提案を受けられるためにも、今回お示しさせていただきましたが、観光事業者様からの提案も受け付けながらの事業化を考えたい、そういったことも入れさせていただいたところがございます。引き続き、いろんな方々の御意見も踏まえながら、観光施策を進めてまいりたいと思いません。以上でございます。

◎大西要一副委員長
辻委員。

○辻孝記委員

分かりました。6月1日、どんなお話になるか分かりませんが、173事業者あるというふうに伺っておりますので、そういった事業者に対して、しっかりと集まっていただくような形をお願いしたいなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。要するに丁寧にやってください。よろしく申し上げます。

◎大西要一副委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎大西要一副委員長
他に発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。
会議の途中ですが、11時35分まで休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時32分

◎大西要一副委員長
それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

【行財政改革指針に基づく取組について】

◎大西要一副委員長

次に、「行財政改革指針に基づく取組について」を御協議願います。
当局から説明をお願いします。
企画調整課長。

●中内企画調整課長

それでは、「行財政改革指針に基づく取組について」御説明申し上げます。資料は2-1と2-2となりますが、資料2-2の取組テーマレポート案の概要を資料2-1で整理してございますので、資料2-1に基づき御説明申し上げます。

(1) 行財政改革指針を御覧ください。行財政改革指針につきましては、令和4年3月に行財政改革を進める上での指針として策定したものでございます。本指針におきましては、行財政改革の目的を、財政規律の保持と手法・体制の最適化としております。実施方針につきましては、①事業実施手法の最適化、②人材の育成・組織体制の強化、及び③健全な財政運営の3つを定め、デジタル技術の活用等の柱となるテーマを取組テーマとして定めるとともに、財政規律目標として、財政調整基金残高、将来負担比率の目標を設定しているところでございます。

(2) 取組テーマレポートの概要でございます。取組テーマレポートにつきましては、行財政改革指針に基づく取組を進行管理するための資料として整理したものでございます。作成のポイント、構成、「③健全な財政運営」の取り扱いにつきましては、昨年度と同様であり、記載のとおりとなります。

続きまして、2ページ、(3) 各取組テーマの令和6年度の取組実績、令和7年度以降の取組計画概要を御覧ください。各取組テーマの概要について御説明申し上げます。「方針1 事業実施手法の最適化」、「1 デジタル技術の活用」でございます。令和6年度は、行政手続きのオンライン化やAI・RPA等の活用等の取組を推進し、多くの項目において目標達成または目標を上回る実績となった一方で、電子決裁の推進については目標未達となりました。令和7年度におきましては、一部項目における目標を上方修正し、さらなる推進を図るとともに、次期伊勢市デジタル行政推進ビジョンの策定を進めることとしております。次に、「2 協働の推進」でございます。令和6年度は、まちづくり協議会における大学生の実習受入れや集落支援員の配置、民生委員協力員制度の試験導入、団体間の連携促進等に取り組みました。令和7年度は、高校生のまちづくり活動の促進や民生委員協力員制度の本格導入等、地域活動の活性化に取り組みます。次に、「3 公共施設マネジメントの推進」でございます。令和6年度におきましては、サンライフ伊勢及び産業支援センターの用途廃止を行い、約8億円の更新等費用を抑制いたしました。また、公民館等集会施設の譲渡に向けた取組を進めたところでございます。令和7年度は、施設類型別計画第I期の総括を踏まえ、第II期の取組について進捗管理を行い、更新等費用の縮減に努めることとしております。次に、「4 その他取組の推進」でございます。令和6年度は、ふるさと応援寄附金における旅先納税の導入、不用な市有財産の売却等、財源確保の取組を進めました。また、書かない窓口の導入、各種証明書のコンビニ交付の促進等、市民の利便性の向上にも努めたところでございます。令和7年度以降におきましても、

財源確保、また企業・大学等との連携、窓口機能の在り方検討等を進め、市民サービスの向上や業務の効率化等に取り組みます。

続いて、「方針2 人材の育成・組織体制の強化」、「1 改革風土づくり」でございます。令和6年度は、採用試験の実施時期の見直しを行い、合格辞退者数の減少につなげました。また、職員の資格取得支援や専門職としての職員を配置する複線型人事制度の導入等、人材育成の取組を進めました。令和7年度は、人材確保につながる採用試験の実施方法等について検討を行うとともに、人材育成の取組や外部人材の受入れを進めます。次に、「2 働き方改革」でございます。令和6年度は、有給休暇や男性の育児休暇の取得促進に取り組むとともに、職員名札の表記変更や1日単位以外での在宅勤務も可能にする等、職員が働きやすい環境整備を進めました。令和7年度は、介護休暇の取得支援、職員の入退庁時間を管理できるシステムの導入等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進いたします。

以上、「行財政改革指針に基づく取組について」御説明申し上げます。よろしく御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎大西要一副委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はございませんか。
川口委員。

○川口浩委員

資料2-2の43ページ、取組項目1で、9支所の組織・機能のあり方検討というものがあります。この中で、令和7年度計画で庁内検討委員会において支所業務の代替措置の方向性を決定し、支所の窓口機能のあり方の見直しを進めるとありますが、具体的な方向性あるいは時期等は、いつぐらいに示されるのでしょうか。

◎大西要一副委員長

市民交流課長。

●山下市民交流課長

現在、各支所についてはコミュニティセンターと併設しておりまして、戸籍住民課や課税課、医療保険課等の窓口業務に加え、住民からの相談対応、地域の連絡会等のサポート、またコミュニティセンターの管理等を行っておるところです。支所の機能を見直し検討するに当たりまして、例えば今、全国的にもそういった事務を受けています郵便局では、現状の支所の業務を一括で委託することは難しいという課題もございます。そこで、郵便局や地域への委託、郵送やオンラインでの申請受付、またコンビニでの証明書交付の推進等、コスト面を考慮した様々な選択肢を検討し、サービスの質が著しく低下しないよう慎重に進めておるところです。まだ現在、方向性の整理を進めようとしているところですので、またそれが準備ができましたら、また議会に報告させていただく予定でございます。以上です。

◎大西要一副委員長
川口委員。

○川口浩委員

そうしますと、令和7年度には、例えば条例案とか、具体的な形では出てこない。もっと先になるという感覚なんでしょうか。

◎大西要一副委員長
市民交流課長。

●山下市民交流課長

今、慎重にちょっと進めておるところですので、また、その辺も整理ができましたら、報告させていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

◎大西要一副委員長
川口委員。

○川口浩委員

市民生活に大きく関わることですので、地域住民の声というのをまず第一に反映していただきたいということと、あと、支所の事務の中では、自治体職員でなければできない固有の業務、判断だとかというのが含まれていると思うんですよ。郵便局というお話出ましたけれども、全国の自治体の中では、外部委託を進めようとして、いろいろ法令上問題がある、あるいは事務がより煩雑になる、住民の待ち時間が増えるとかいったケースがあって、撤回されたというケースも散見されますので、そうしたケースもよく検討して進めていっていただきたいと思います。以上です。

◎大西要一副委員長
他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎大西要一副委員長

他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市人口ビジョンについて《報告案件》】

◎大西要一副委員長

続いて、報告案件に入ります。

「伊勢市人口ビジョンについて」当局から報告をお願いします。

企画調整課長。

●中内企画調整課長

それでは、「伊勢市人口ビジョンについて」御説明申し上げます。資料については、3-1から3-3となりますが、資料3-1に概要を整理しておりますので、資料3-1に基づき御説明申し上げます。

始めに、「1. 人口ビジョンについて」を御覧ください。人口ビジョンは、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく地方版総合戦略を策定するための基礎資料と位置づけるもので、人口の現状及び将来の見通しを提示するものでございます。

次に、「2. 策定経過」を御覧ください。本市の人口ビジョンについては、平成27年10月に策定し、令和2年3月に時点修正を行い、それぞれ、伊勢市まち・ひと・しごと総合戦略の基礎資料としてきたところでございます。今般、改定する人口ビジョンにつきましても次期総合戦略の基礎資料とするものでございます。

次に、「3. 策定方法」を御覧ください。これまでの人口ビジョンと同様に、各種統計データより、本市における人口の現状分析を行っております。また、若者の定住意向、転出者の転出理由などを把握するため、アンケート調査を実施しております。

次に、「4. 人口ビジョン概要」を御覧ください。(1)現状に統計データやアンケート調査の結果の概要を記載しております。統計データからは、人口減少の主要因が社会減から自然減に変化してきていること、また、式年遷宮前後の数年間におきましては、社会減の減少幅が抑制される傾向にあることなどが確認できます。また、アンケート結果からは、結婚や子供を持つことについて、希望と現実に乖離があることや、転出理由の多くは、仕事に関連するものであること、また、市内での居住を検討しつつも条件が合わずに転出されている例があることも確認されたところでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。(2)将来推計人口でございます。今回の人口ビジョンでは、不確実性の高い将来に対し、様々な可能性への備えを進めるための基礎資料となるよう、複数のシミュレーションを実施しています。1つは、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研による推計方法に準拠した推計でございます。本編では、C推計と記載しているものでございます。2つ目としては、合計特殊出生率については、国が定める希望出生率の1.8、社会増減については、前回遷宮時における社会減の減少幅が緩和された状況が実現したと仮定した推計で、本編では、③と記載しているものでございます。3つ目は、前ビジョンと同様に、合計特殊出生率は2.1、社会増減については、増減ゼロが実現したと仮定した推計で、本編では、④と記載しているものでございます。推計結果については、表を御覧ください。前ビジョンの推計期間でございます2060年時点で比較しますと、上段Cに記載のとおり、社人研準拠の推計につきましても、前回推計より約7,500人改善するような推計結果となりました。また、下段の④に記載のとおり、前ビジョンと同様の条件での推計におきましては、約1,000人改善するような推計結果となったところでございます。

次に、(3)目指すべき将来の方向性でございます。引き続き人口減少傾向となることを踏まえ、減少幅を緩やかにするための緩和策、そして、人口が減少しても社会機能を維持するための適応策を効果的に実施していくことが必要であると考えているところでございます。

次に、(4)伊勢市地域の未来予測につきましても、御説明申し上げます。この地域の未来予測は、総務省が策定を推奨しているものでございます。①背景・目的に記載のとおり、

人口推計の結果だけではその変化によって社会がどう変わるのか、将来的な課題が漠然とし、具体的な施策への反映が難しいことから、予測される状況を、より具体的に示すことを目的に作成するものでございます。本資料は、本市として今回が初めての作成となります。②地域の未来予測概要に記載のとおり、8分野16指標について作成したところでございます。なお、推計方法につきまして、市全域と中学校区域別で異なる手法を採用しております。市全域の推計につきましては、社人研に準拠し、コーホート要因法により推計を行っておりますが、中学校区域別につきましては、コーホート要因法による算出は困難なことから、過去の人口推移を基に算出するコーホート変化率法により推計を行っているところでございます。

最後に、「5. 今後の取組」でございませう。冒頭に申し上げましたとおり、人口ビジョンは、総合戦略の基礎資料となるものでございませう。今年度、策定作業を進めませう総合戦略を内包した総合計画の後期基本計画の策定の基礎資料として活用し、この将来見通しを踏まえた計画の検討を進めてまいります。

以上、「伊勢市人口ビジョンについて」御説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

◎大西要一副委員長

本件は報告案件でありますが、特に御発言がありましたらお願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎大西要一副委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【小投票所（有権者数100人未満）の閉鎖時刻の繰上げについて《報告案件》】

◎大西要一副委員長

次に、「小投票所（有権者数100人未満）の閉鎖時刻の繰上げについて」当局から報告をお願ひします。

選挙管理委員会事務局長。

●川端選挙管理委員会事務局長

それでは、「小投票所（有権者数100人未満）の閉鎖時刻の繰上げについて」御報告を申し上げます。資料4を御覧ください。

現在、市内には50投票所を設置しておりますけれども、このうち有権者が100人未満の高麗広、それから横輪、矢持の3投票所について閉鎖時刻を2時間繰上げて、最終投票時刻を現在の午後8時から午後6時までに繰上げ変更するものでございませう。昨年度、当該地域の自治会長等に御相談をさせていただきませうして、現状での投票状況をお伝えし、いずれの地域につきませうも御了解をいただいております、閉鎖時刻の繰上げの根拠という部分につきませうは、こちらに記載のとおり、公職選挙法第40条の規定によりませうして「市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情がある場合に

限り、投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲において繰り上げることができる。」、この規定により行うものとなります。閉鎖時刻の繰り上げの理由としましては、まず、1点目が、期日前投票の浸透及び午後6時以降の投票者が極めて少ない状況というものがございします。昨年度実施をさせていただきました衆議院選挙におきましても、3つの投票所では6時以降におきましては、当該投票所の投票立会人のみの投票ということになっておりまして、一般の投票者はない状況となっております。この傾向は以前の選挙においても同様ということになっております。2点目に、6時以降の投票者がいないに等しい中で、投票立会人及び投票事務従事者の負担軽減という部分でございします。3点目が、当該事務所から通常開票所としております三重電子スマイルアリーナ小俣への投票箱の早期送致ということでございします。今後の予定といたしましては、当該地域の有権者の皆様に広報いせ6月15日号と同時配布でチラシで周知を図ってまいりたい、それから、7月に予定されております参議院議員通常選挙から閉鎖の時刻の繰り上げを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、「小投票所（有権者数100人未満）の閉鎖時刻の繰り上げについて」御報告となりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎大西要一副委員長

本件についても報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。
岡田委員。

○岡田善行委員

報告案件ですので、簡潔にしたいと思ひます。こちら小投票所100人未満ということで、この3地区ですが、時短というのはおおむね理解してありますが、この投票所以外で次に少ない場所は、まだかなりの有権者数おると思ひんですが、どの程度の数がおるかお聞かせください。

◎大西要一副委員長

選挙管理委員会事務局長。

●川端選挙管理委員会事務局長

有権者数のこの3投票所の1つ上ということになりますと沼木第2、こちらは円座、神菌ということになってまいりますが、451人。これは、この3月の有権者数ということになってまいりますが、その数字になります。また、もう1つ上ということになってきますと、二見第1のほうということになってきてまして、そちら631人ということでございます。以上です。

◎大西要一副委員長

岡田委員。

○岡田善行委員

分かりました。約500人近くいるということですので、3地区並みになるというのは、なかなかいかないとは思いますが、やはり繰上げということをしていくと言いますと、理由にも書いてありますが、基準というのが必要になってくると思うんです。100人、今のこれ、小投票所ということになっていきますので、基準が100人未満になれば繰上げをすると考えるのか、そうではなく、基準がなく、臨機応変でやっていくのかどちらを考えているのか、お聞かせください。

◎大西要一副委員長

選挙管理委員会事務局長。

●川端選挙管理委員会事務局長

今回は100人未満という基準を設定させていただきましたけれども、今後実施される各選挙の状況によりまして、その他の投票所につきましても、実際、閉鎖時間の繰上げ等、検討が必要になってくるかも分かりません。今後、人口減少等を踏まえて、また投票の行動というか、実際に閉鎖時刻までの投票状況等を含めまして検討が必要かなというふうに考えております。明確な基準というものは、今現在持っておりませんので、よろしく願いします。

◎大西要一副委員長

岡田委員。

○岡田善行委員

分かりました。今は明確な基準がないということですので、人が増える可能性がないとも言えないですけれども、減っていくほうが多いと思いますので、やはりこういう基準というのは、ある程度つくっておかなければ、なかなか説明もしにくいし、基準だからこうしました、こうしたいということもできませんので、今後研究して、この基準ということを考えていただきたいと思います。

こちらのほうは2時間の繰上げということですので、選挙立会人の日当がたしか1万900円。それでも、この投票所の立会人というのは、最低賃金を割っていると思っております。選挙立会人は、非常勤特別職となり、最低賃金法の適用外となっているので問題はないということも分かっておるんですが、今現在、国会のほうでこの話が出てきて、最低賃金の乖離から金額の訂正ということもやっていると思います。やはり人件費も賃金も上がっている状況ですので、これを議論なされて、今後、伊勢市としてもやっていかなければならないと思いますが、今後どうなるかだけお聞かせください。

◎大西要一副委員長

選挙管理委員会事務局長。

●川端選挙管理委員会事務局長

議員仰せのように、この報酬につきましても、伊勢市の特別職の非常勤の報酬の部分で

規定をさせていただいて、支払いをさせていただいておる部分がございます。実際に議員仰せのように、今回、国のほうでもこの価格、昨今の物価変動という部分を受けて、選挙執行経費基準法の一部改正ということで、議論がなされておるようございまして、来週中には、その部分で公布されるというふうな状況を得ております。私どもも国が定めた基準に基づいて、報酬を設定させていただいておるという部分がございますので、今後6月議会に報酬の一部改正のような形で提出をできればということで予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

◎大西要一副委員長

岡田委員。

○岡田善行委員

分かりました。6月議会に提出ということですので、きちっとしたことをやってもらって、提案内容を期待して、この質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

◎大西要一副委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎大西要一副委員長

他に発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【所管事業の進捗状況及び予算の執行状況等の調査について】

ここで、委員の皆様にお知らせいたします。

例年9月の定例会前の常任委員協議会で実施をお諮りしております「所管事業の進捗状況及び予算の執行状況等の調査について」でございますが、改選年においては、6月定例会前の常任委員協議会で実施をお諮りし、9月の定例会前の常任委員会で報告いただくこととしております。

しかし、年度が始まって数か月のこの時点では、事業もほとんど進捗していないと予想されます。このため、今年度に関しては調査の実施を見送る方向でいかがかと考えております。ただし、個別の案件で調査の必要があると判断した場合は、正副委員長で相談し、どこかのタイミングで急遽案件に上げる場合もあるということで御了解いただきたいと思います。

このことについて何か発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎大西要一副委員長

御発言もないようですので、「所管事業の進捗状況及び予算の執行状況等の調査について」は、今年度は調査の実施を見送ることといたします。

以上で、本日御協議願います案件は終わりましたので、これもちまして総務政策委員

協議会を閉会いたします。

閉会 午前11時58分